



# 広報ちっぷべつ

お知らせ版 令和6年12月6日発行 第384号

発行・編集/秩父別町総務課広報係 電話：0164-33-2111（内線34番）  
Eメール kouhou@chippubetsu.jp ホームページ http://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp

## 摂食障害で困っている方へ

摂食障害とは、食行動を中心に色々な問題が現れる病気で、食べられない、食べ過ぎる、自分で吐く、やせるために極端な行動をとる等の症状があります。意思の力だけでは、症状をコントロールすることは困難です。

### 【このようなことはありませんか？】

- ・食べ物のことで頭がいっぱい。
- ・嫌なことやつらいときに、たくさん食べてしまう。
- ・食べ出したら止められず、非常に多くの量を次から次へと食べることがある。
- ・食事の後に吐くことがある。
- ・体重を減らすために下剤や利尿薬などの薬を使っている
- ・もっとやせたい思いで頭がいっぱいになっている。
- ・吐いたことをきっかけに、食事や飲み込むことが恐くて食べられない。
- ・食事に関する問題で、就労や学業に支障が出ている。

このようなことがあり、だれにも相談できずに悩んでいませんか？  
これらの状況に当てはまる場合は、摂食障害の可能性がります。  
摂食障害は、適切な支援に繋がれば回復が可能です。

北海道立精神保健福祉センターでは、摂食障害についての来所相談を受け付けています。  
まずは電話でお問い合わせください。

●相談予約ダイヤル：011-864-7000

### ■お問い合わせ

北海道保健福祉部精神保健福祉センター  
〒003-0027 札幌市白石区本通16丁目北6番34号  
電話：011-864-7121 FAX：011-864-9546

## 建設業の退職金なら、建退共制度！

建退共制度は、建設現場で働く労働者のために、「中小企業退職金共済法」という法律により、国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、建設現場で働く労働者の働いた日数に応じて、掛金を充当し、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。退職金は国が定めた基準により計算して、確実に支払われるため安心・安全です。

また、電子申請方式の活用で手続きが便利になっております。電子申請方式では、共済証紙に代わる「退職金ポイント」を電子申請専用サイトで事前に購入し、就労日数を登録することで、個々の被共済者に掛金を充当できます。

事業主は、共済証紙の購入・貼付・消印および現物管理が不要となります。また、共済手帳の新規申し込み等の手続きもオンラインで行うことができます。

ホームページには、制度説明用動画、Q&Aなど詳しい情報が記載されていますので、「建退共」でご検索ください。

ご不明点等ございましたら、下記最寄りの建退共支部へお問い合わせください。

### ■お問い合わせ

建設業退職金共済事業北海道支部

電話：011-261-6186 FAX：011-251-2305



安心 有利 簡単

### 建設業の退職金なら

# 建退共

建設業 退職金 共済制度

## 6つの 特長

- 国の制度で安全確実
- 掛金が一部免除
- 転職時は企業間を通算して計算
- 経営事項審査で加点
- 掛金は損金扱い
- 電子申請方式で手続き簡単



(独) 勤労者退職金共済機構

## 建設業退職金共済事業本部

Q 建退共

検索

TEL 03-6731-2866



【裏面もご覧ください】

## 日曜・休日当番医

| 日付        | 外科・内科  | 歯科   |
|-----------|--|--|
| 12月15日(日) | <b>深川市立病院</b><br>深川市6条6番1号<br>担当医: 深川第一病院 小松 英樹<br>電話 0164-22-1101 | <b>押尾歯科医院</b><br>砂川市西2条北3丁目1-10<br>電話 0125-52-2811 |
| 12月22日(日) | <b>深川市立病院</b><br>深川市6条6番1号<br>電話 0164-22-1101                      | <b>小西歯科医院</b><br>芦別市北2条西1丁目6-5<br>電話 0124-23-0102  |
| 12月29日(日) | <b>深川市立病院</b><br>深川市6条6番1号<br>電話 0164-22-1101                      |  |
| 12月30日(月) | <b>深川市立病院</b><br>深川市6条6番1号<br>電話 0164-22-1101                      |  |
| 12月31日(火) | <b>深川市立病院</b><br>深川市6条6番1号<br>電話 0164-22-1101                      | <b>近藤歯科医院</b><br>沼田町本通3丁目4番3号<br>電話 0164-35-2538   |

### ◆休日当番医の診療時間

- 外科・内科：診療時間は各医療機関にお問い合わせください。
- 歯科：午前9時から正午まで

### ◆夜間の急病の場合は、初めに下記までお問い合わせください。

- 夜間急病センター（深川市立病院内） 電話 0164-22-4100

## ゆう&ゆ 男女浴場利用カレンダー 12月

■ は男性：シルクの湯 女性：黄金の湯

□ は男性：黄金の湯 女性：シルクの湯

▣ は入館料が半額です。

※臨時休館により、半額の日変更！

12月25日・26日は臨時休館！



| 日  | 月  | 火  | 水   | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|-----|----|----|----|
| 1  | 2  | 3  | 4   | 5  | 6  | 7  |
| 8  | 9  | 10 | 11  | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18  | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 休館日 | 27 | 28 |    |
| 29 | 30 | 31 |     |    |    |    |

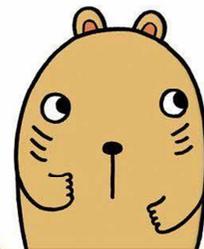
## 児童虐待について

児童虐待とは、親又は親に代わる養育者等が子どもに対して、身体的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことなどによって、子どもの心身を傷つけ、健全な成長・発達を損ねる行為のことをいいます。

児童虐待は、子どもの心や身体に大きな傷を残すばかりではなく、かけがえのない命を奪うこともあります。

虐待を見つけたとき又は疑われるときは最寄りの児童相談所にご相談ください。

### 児童虐待とは？



#### 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

#### ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

#### 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

#### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間の差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう（面前DV）など

### ■お問い合わせ・ご相談

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話：011-206-6328 FAX：011-232-4240

児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく）

## 町内行事予定 12月

| 日         | 行 事                              | 場 所                          | 時 間                       |
|-----------|----------------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 12月11日(水) | まるごと元気運動教室<br>第4回町議会定例会<br>離乳食教室 | スポーツセンター<br>役場議場<br>スポーツセンター | 9:30~<br>10:00~<br>10:30~ |
| 16日(月)    | 町内会長会議                           | 役場                           | 15:30~                    |
| 18日(水)    | まるごと元気運動教室                       | スポーツセンター                     | 9:30~                     |
| 19日(木)    | ふれあい・いきいき広場<br>子育て相談             | 老人福祉センター<br>スポーツセンター         | 10:00~<br>10:00~          |
| 21日(土)    | クリスマスお楽しみ会                       | 図書館                          | 13:30~                    |
| 23日(月)    | 小・中学校終業式                         | 小・中学校                        |                           |
| 25日(水)    | 歳末特別警戒強化期間（～31日）                 | 町内                           |                           |
| 30日(月)    | 御用納め（役場：12/30～1/5まで休業）           | 役場                           | 12:00                     |

※行事は都合で変更することがあります。

次号は、12月27日（金）に発行します。